平成２２年（フ）第５０号
新潟県妙高市大字田口184番地３
破産者　永井　政友
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第３５４号
長野市青木島町綱島673番地16
破産者　宮島　勇二
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
三重県名張市元町265番地
破産者　水谷　幸子
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１８９号
滋賀県愛知郡愛荘町香之庄643番地
破産者　一岡　政弘
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第４６６９号
大阪府高槻市出丸町２番13号
破産者　河野　五郎
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８００５号
大阪府羽曳野市はびきの６丁目411番地の３、前住所大阪府松原市岡７丁目232番地
破産者　芳村　浩一
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２２号
大阪府枚方市招提大谷２丁目46番28号、開始決定時の住所大阪府枚方市高野道１丁目13番４号
破産者　清瀬　純子
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２９４号
大阪府富田林市津々山台１丁目19番４号、開始決定時の住所大阪府河内長野市市町1353番地の14
破産者　芳村　敬一
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０９５号
大阪府枚方市釈尊寺町26番38―501、住民票上の住所大阪府寝屋川市三井南町23番24号
破産者　鎌倉　光伸
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２６８号
大阪府枚方市藤阪西町５番３―502号
破産者　カードキングダム枚方店こと　多田　進哉
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６７２号
大阪府阪南市箱作2875番地の247
破産者　鉄本　義行
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５９６号
大阪府高槻市柱本新町２番22号
破産者　中村　昭暢
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２８２号
大阪市中央区高津２丁目４番６―518号
破産者　上山　淳也
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３７１号
大阪府池田市旭丘１丁目９番12号
破産者　柳谷　　均
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５５７号
大阪市住吉区我孫子東３丁目11番23号　サンフィールドショウエイ505号
破産者　川北　　修
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６８８号
大阪市東淀川区豊新４丁目23番21号
破産者　川村　哲司
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７０５号
大阪府東大阪市荒本北２丁目２番36―503号、前住所大阪府東大阪市中新開２丁目13番46号正起吉田ハイツ505号
破産者　岩渕ゆかり（旧姓西村）
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７８７号
大阪府枚方市牧野北町９番13―102号
破産者　大原　博継
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９３０号
大阪市生野区中川東１丁目７番10号　アーバンハイツ中川東302号
破産者　朝比奈忠宏
１　決定年月日　平成23年２月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部